

# 一般社団法人UTMS協会定款

[平成24年4月1日 作成]

[令和元年5月31日 変更]

[令和4年10月27日 変更]

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人UTMS協会と称する。

2 英文名は、UTMS Society of Japanとする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、高度情報通信技術を活用した新交通管理システム(以下「UTMS」(Universal Traffic Management Systems)という。)に関する調査、研究及び開発を行うことにより、道路交通のインテリジェント化を推進するとともに、UTMSに関する国内外における標準化を推進することにより、UTMSに関する事業の発展を図り、もって道路交通の安全と円滑の確保及び道路交通と環境の調和を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、本邦及び海外において次の事業を行う。

- (1) UTMSに関する調査、研究及び開発並びにその成果の普及
- (2) UTMSに関する国内外における標準化の推進
- (3) UTMSに関する知的財産権の保有及び管理
- (4) UTMSに関連する国内外の機関、団体等との交流及び情報交換
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 特別会員 この法人の事業に関する専門知識を有し、総会において推薦されて入会した団体又は個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

#### (入 会)

第6条 この法人の会員（前条第1項第2号に掲げる会員を除く。）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (入会金及び会費)

第7条 前条の承認を得た者は、遅滞なく、入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、年度毎に会費を納入しなければならない。
- 3 入会金及び会費に関する事項は、総会において定める。
- 4 この法人の運営上特に必要がある場合は、総会の議決を経て、会員から特別に運営費を徴収することができる。
- 5 特別会員の入会金及び会費に関しては、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (退 会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の場合においては、あらかじめ理事長に届け出なければならない。
- 3 会員が、死亡し、又は解散したときは、前項の手続きを要せず、当然に退会する。

#### (除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則及び総会の議決に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

#### (抛出金品の不返還等)

第10条 退会した会員又は除名された会員が退会又は除名前に納入した入会金及びその他の抛出金品は返還しない。

- 2 退会した会員又は除名された会員であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

### 第4章 総会

#### (構 成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

#### (権 限)

第12条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、1 会員につき 1 個とする。

(定足数)

第 17 条 総会は、総正会員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 18 条 総会の議決は、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。当該代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

この場合において、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

3 議事録は 10 年間、定款及び会員名簿は最新のものを主たる事務所に備え置き、閲覧に供するものとする。

## 第 5 章 役員及び顧問

(役 員)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を専務理事とする。
- 3 前項の理事長(第23条第4項の規定により理事長の職務を代行する理事を含む。)をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の議決により選定する。
  - 3 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
  - 4 監事は、特別利害関係者になることはできない。

(役員職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、理事会の職務を行う。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき(一般社団・財団法人第79条の規定が適用される場合を除く。)は、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がその職務を行う。
  - 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
  - 6 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - 7 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 理事及び監事は、再任されることができる。
  - 3 理事及び監事は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、この定款に定める定数を欠く場合は、後任者が就任するまでは従前の職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その者に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

- 第26条 この法人に顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
  - 3 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(役員及び顧問の報酬)

第27条 理事、監事及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等を支給することができる。

2 理事、監事及び顧問には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

3 前2項の規定による報酬等の支給及び費用の支弁に関して必要な事項は、総会の議決を経て定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第32条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第33条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(議決の省略)

第34条 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が署名押印しなければならない。

3 議事録は、10年間主たる事務所に備え置き、閲覧に供するものとする。

## 第7章 委員会

### (委員会)

第36条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第8章 資産及び会計

### (事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、閲覧に供するものとする。

### (暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、定時の総会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び附属明細書
- (2) 貸借対照表及び附属明細書
- (3) 正味財産増減計算書及び附属明細書

2 貸借対照表は、総会の承認後すみやかに公告しなければならない。

3 第1項に掲げる書類及び監査報告は5年間主たる事務所に備え置き、閲覧に供するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第41条 この法人の定款は、総会の議決によって変更することができる。

### (解散)

第42条 この法人は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

### (剰余金)

第43条 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

## 第10章 公告

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の議決に基づき、理事長が任免する。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第12章 補則

(細則)

第47条 この定款に規定するもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長）は、玉造 敏夫とする。

## 附則

この変更は、令和元年5月31日から施行する。

この変更は、令和4年10月27日から施行する。